

## 尼崎市総合計画 まちづくり構想(骨子)

### 1. 策定の趣旨

- ・まちづくり構想は、一定期間変わることのない基本的なまちづくりの方向性(議決事項)
- ・まちづくりを進めるために市民・事業者・行政など、関係者みんなが共有・共感できるものとして策定

### 2. 構想の期間

令和5年(2023年)から令和14年(2032年)までの10年間

### 3. ありたいまち

#### **ひと咲き まち咲き あまがさき**

⇒尼崎市では、今を含めた将来、わたしたち(市民、事業者、行政)が「あるべき」ではなく、「こうありたい」と望むまちの姿を「ありたいまち」として示す。  
その「ありたいまち」の姿を「ひと咲き まち咲き あまがさき」として表現。

### 4. 「ひと咲き まち咲き あまがさき」を構成する尼崎らしい5つの「ありたい(ようす)」【要素】

- ① 「ほっとかない。だれも。なにも」【社会的包摂・多様性】
- ② 「みなぎる。つながる。わたしたちのチカラ」【シビックプライド・シチズンシップ】
- ③ 「きり拓く。ひと、しごと」【産業・活力】
- ④ 「たかまる。便利でご機嫌な暮らし」【利便性・都市インフラの充実】
- ⑤ 「ひろげる。一步先の選択肢」【持続可能性】

⇒尼崎らしさ、過去から受け継がれてきたもの、現状や将来課題などを踏まえ、市民とのワークショップなどで出たそれぞれの「こうありたい」と望むまちの姿を、「ひと咲きまち咲きあまがさき」を構成する尼崎らしい5つの「ありたい(ようす)」としてまとめた。(別紙 P2~7 参照)

※表現等については、計画全体の整合を見る必要があることから、基本計画の検討とあわせて継続してブラッシュアップする。

### 5. まちづくりの進め方

(自治のまちづくりの実現に向けては、行政が担う役割は大きいという認識のもと、)わたしたちみんなが協力し、より良いまちづくりを進めるために共有したいルールを記載。

⇒「尼崎市自治のまちづくり条例」の基本理念を踏まえて記載。

### 6. 行政が果たすべき役割・責務

自治のまちづくりを推進するにあたり、市民の力が最大限発揮されるよう、行政の果たすべき役割を記載。主なものとしては、ともにまちづくりを進めていく視点、市民生活を支え続ける視点、行政の実効力を高めていくための視点とし、具体的な内容については基本計画に記載。